

札幌地域労組千歳相互バス支部 支部長 江崎 毅 から、令和5年（2023年）11月22日、次のとおり争議行為を行う旨、労働関係調整法（昭和21年法律第25号）第37条第1項の規定による通知があった。

令和5年（2023年）11月24日

北海道知事 鈴木 直道

- 1 事 件 会社へ労働条件の維持改善、不当労働行為の謝罪・是正、コンプライアンスの徹底、千歳市民の公共交通を守るための経営努力を要望
- 2 日 時 2023年12月3日以降本件の解決まで
- 3 場 所 組合員が従事する千歳相互観光バス株式会社の営業所内
- 4 概 要 ストライキを含むあらゆる形の争議行為を前項記載場所の全体または一部において実施する。